

一般財団法人群馬県森林・緑整備基金補助金交付要綱

制 定 平成25年 4月 1日 一財群森第2503号
最終改正 平成30年 1月22日 一財群森第2939号

(趣旨)

第1 一般財団法人群馬県森林・緑整備基金（以下「基金」という。）の代表理事は、定款第3条の目的を達成するため市町村、林業関係団体、林業者及びボランティア団体等（以下「補助事業者」という。）が行う事業に対して予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象事業及び経費)

第2 補助金の交付対象となる事業種目及び経費は、別表に定めるところによる。また、他の助成事業との併用は補助金の交付対象としない。

(補助金交付申請書等の提出)

第3 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、別表の「事業種目」ごとに群馬県森林・緑整備基金事業補助金交付申請書（申請様式第1号）に関係書類を添えて基金の代表理事に提出するものとする。

(補助金交付の決定)

第4 代表理事は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

(決定の通知)

第5 代表理事は、補助金の交付を決定したときは、群馬県森林・緑整備基金事業補助金交付決定通知書（管理様式第1号）により補助事業者に通知するものとする。

(事業計画の変更)

第6 前条により、補助金の交付決定を受けた補助事業者が事業の重要な変更をしようとするときは、群馬県森林・緑整備基金事業変更承認申請書（申請様式第2号）に関係書類を添えて代表理事に提出し承認を受けなければならない。

なお、重要な変更とは次の場合とする。

- (1) 採択基準の変更
- (2) 事業量又は事業費の20%を超える増加
- (3) 補助事業を完了すべき日の延期

(決定の変更)

第7 代表理事は、事業計画の変更に伴い補助金の交付決定の変更を要するときは、群馬県森林・緑整備基金事業補助金交付決定変更通知書（管理様式第2号）により補助事業者に通知するものとする。

（概算払い）

第8 補助事業者は、必要があるときは、群馬県森林・緑整備基金事業補助金概算払請求書（申請様式3号）を代表理事に提出し、補助金の一部または全部の概算払いを請求することができる。

2 代表理事は前項の申請があったときは、これを審査し、必要と認める額の概算払いをすることができる。

（事業の遂行等）

第9 補助事業者は、この要綱及び補助金の交付決定の内容に従って補助事業を誠実に、かつ効果的に遂行しなければならない。

2 補助事業者は、交付を受けた補助金を補助事業以外の用途に使用してはいけない。

（事業実績報告）

第10 補助事業者は、補助事業が完了したときは、群馬県森林・緑整備基金事業実績報告書（申請様式第4号）を当該補助事業が完了した日から30日以内、または当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに代表理事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定および通知）

第11 代表理事は、前条による実績報告書を受けたときは、これを審査し、当該補助事業の成果が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、事業確認調査を作成のうえ、交付すべき補助金の額を確定し、群馬県森林・緑整備基金事業補助金交付確定通知書（管理様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。なお、事業確認調査（管理様式第4号）を作成するにあたり、必要に応じ現地確認を行うものとする。

2 代表理事は、実績報告書を審査した結果、補助金を減額することが相当と認めたときは、減額後の補助金額をもって確定することができる。

（補助事業の中止または廃止）

第12 補助事業者は、事業を中止または廃止する場合において、あらかじめ群馬県森林・緑整備基金事業中止（廃止）承認申請書（申請様式5号）を提出し、代表理事の承認を受けなければならない。

（補助金の交付決定の取消し）

第13 代表理事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の決定の全部又は一部を取り消し、返還させることができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容およびこれに付された条件に違反したとき
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき
- (3) 補助金を受けることについて不正な行為があったとき
- (4) その他補助することが不相当と認められるとき

(維持管理)

第14 補助事業者は、補助事業に係る施設、設備等について、適切な維持管理に努めなければならない。

(関係書類の保管等)

第15 補助金の交付を受けたものは、補助事業に関する経費に収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助対象事業の終了した日の属する年度の翌年から5年間これを保管しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年度事業から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年度事業から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年度事業から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年度事業から適用する。

【別表】

区分	事業種目	事業主体	補助対象経費	補助率	採択基準等
森林の育成・整備に関する事業	山林用優良苗木計画生産推進事業	群馬県山林種苗緑化協同組合	健全な森林を造成するため、優良苗木（確認苗木）を計画的に生産し、苗木の円滑供給体制を確立するために要する経費	代表理事が予算の範囲内で定めた額	
林業労働力の安定確保に関する事業	新規就労支援事業	・林業事業主	・支度金 新規就労者に対して用意する作業服、道具等（チェーンソー、刈払機を含む）基本的装備及び作業用具の購入に要する経費	1/2以内 ただし、1人8万円を上限とする。	①事業主体が経費を全額負担する場合に限ることとし、全国森林組合連合会が行う「緑の雇用」関係事業等との併用は認めない。 ②長期就労の見込める新規就労者とし、5年未満の有期雇用契約者は補助対象としない。
			・住宅手当 新規就労者に住宅手当を支給する場合これに要する経費	1/2以内 ただし、1人一月5千円を上限とする。	①事業主体が経費を負担する場合に限ることとし、全国森林組合連合会が行う「緑の雇用」関係事業等との併用は認めない。 ②長期就労の見込める新規就労者とし、5年未満の有期雇用契約者は補助対象としない。 ③新規就労から5年満了までを補助対象期間とする。
			・移転料 新規就労に伴い県外から県内に住居を移転した者に対し、その移転料を負担するために要する経費	10/10以内 ただし、単身者3万円、家族を伴う者5万円を上限とする。	①事業主体が経費を負担する場合に限る。 ②新規就労者が4箇月以上林業現場で従事している場合に限る。 ③他の事業との併用は認めない。
林業労働安全衛生の確保事業	高機能安全装具導入促進事業	・林業事業主（1人親方を含む。）	林業従事者の労働災害防止のため、安全性の高い装具の配布に要する経費	1/2以内 ただし、1事業主体につき15万円を上限とする。また、林業従事者1人につき年度毎に装具2点までとする。	①事業主体が経費を負担する場合に限る。ただし、全国森林組合連合会が行う「緑の雇用」関係事業等との併用は認めない。 ②配布対象者は、原則、年間従事日数150日以上の林業従事者で、補助対象装具は次のとおりとする。 ・安全ズボン・安全ブーツ・高視認上着 ・防震手袋・イヤマフ付き高機能ヘルメット ・安全ベルト・充電式ファン付ジャケット

区 分	事業種目	事業主体	補助対象経費	補 助 率	採択基準等
林業労働安全衛生 の確保事業	資格取得促進事業	・林業事業主（1人親方を含む。）	林業現場における施工管理者と高性能林業機械等のオペレーターの養成や林業従事者の基礎的な資格取得に要する経費	1 / 2 以内 ただし、土木施工管理技士及び造園施工管理技士は8万円を上限とする。	①事業主体が経費を負担する場合に限る。 ②補助対象講習等は次のとおりとする。 ・土木施工管理技士 ・造園施工管理技士 ・普通救命講習 ・刈払機取扱作業安全衛生教育 ・荷役運転機械等によるはい作業従事者安全教育 ・伐木等の業務に係る特別教育 ・機械集材装置の運転業務に係る特別教育 ・ショベルローダー等の運転業務に係る特別教育 ・走行集材機械の運転業務に係る特別教育 ・伐木等機械の運転業務に係る特別教育 ・簡易架線集材装置等の運転業務に係る特別教育 ・車両系建設機械運転技能講習 ・不整地運搬車運転技能講習 ・小型移動式クレーン運転技能講習 ・高所作業車運転技能講習 ・玉掛技能講習 ・造林作業の作業指揮者等安全衛生教育 ・地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習 ・はい作業主任者技能講習 ・安全衛生推進者養成講習 ・その他代表理事が必要と認めた技能講習等 ③他の団体等が実施している助成を受ける場合は、適用外とする。

注) 軽微な変更は、事業量・事業費の減、又は20%以内の増減とし、これを超える場合は重要変更該当し、事業変更承認が必要となる。